

職業安定分科会(第 222 回)	資料1-1
令和8年3月5日	

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 案要綱（年度当初施行分）

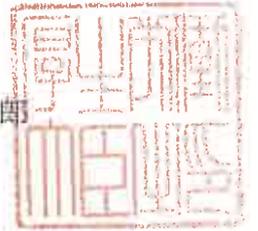
厚生労働省発職 0304 第 2 号

令和 8 年 3 月 5 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱【年度当初施行分】

第1 雇用保険法施行規則の一部改正

- 1 早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース奨励金）を廃止する。（第百二条の五第九項関係）
- 2 特定求職者雇用開発助成金制度の改正
 - （1）特定就職困難者コース助成金の雇入れの対象となる求職者のうち、六十歳以上の者にあつては、公共職業安定所等の紹介の日において、当該公共職業安定所等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けているものであることを要件とする。（第百十条第二項関係）
 - （2）成長分野等人材確保・育成コース助成金を廃止する。（附則第十五条の五関係）
- 3 地域雇用開発助成金制度の改正
 - （1）地域雇用開発コース奨励金のうち、地域活性化雇用創造プロジェクトが実施される都道府県の区域内に事業所を設置し、又は整備する事業主に対する助成の要件について、継続して雇用する労働者のうち少なくとも一人は、期間の定めのある労働契約を締結する労働者又は派遣労働者ではない者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇用され、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されているものであることとする。（第百十二条第二項第二号関係）
 - （2）地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置を廃止する。（附則第十五条の七関係）
- 4 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る事業の規定を削除する。（第百四十条の二第二項関係）

第2 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

建設労働者技能実習コース助成金について、技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている中小建設事業主として職業安定局長が定めるものに対する賃金助成の特例措置を令和九年三月三十一日まで延長する。（附則第二項関係）

第3 施行期日等

- 1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第1の2の（1）

については、同年五月一日から施行する。(附則第一条関係)

- 2 この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行う。